

2 受検手数料

各職種、等級ごとの 実技試験 および 学科試験の受検手数料は、下記(2) フローチャートのとおりです。

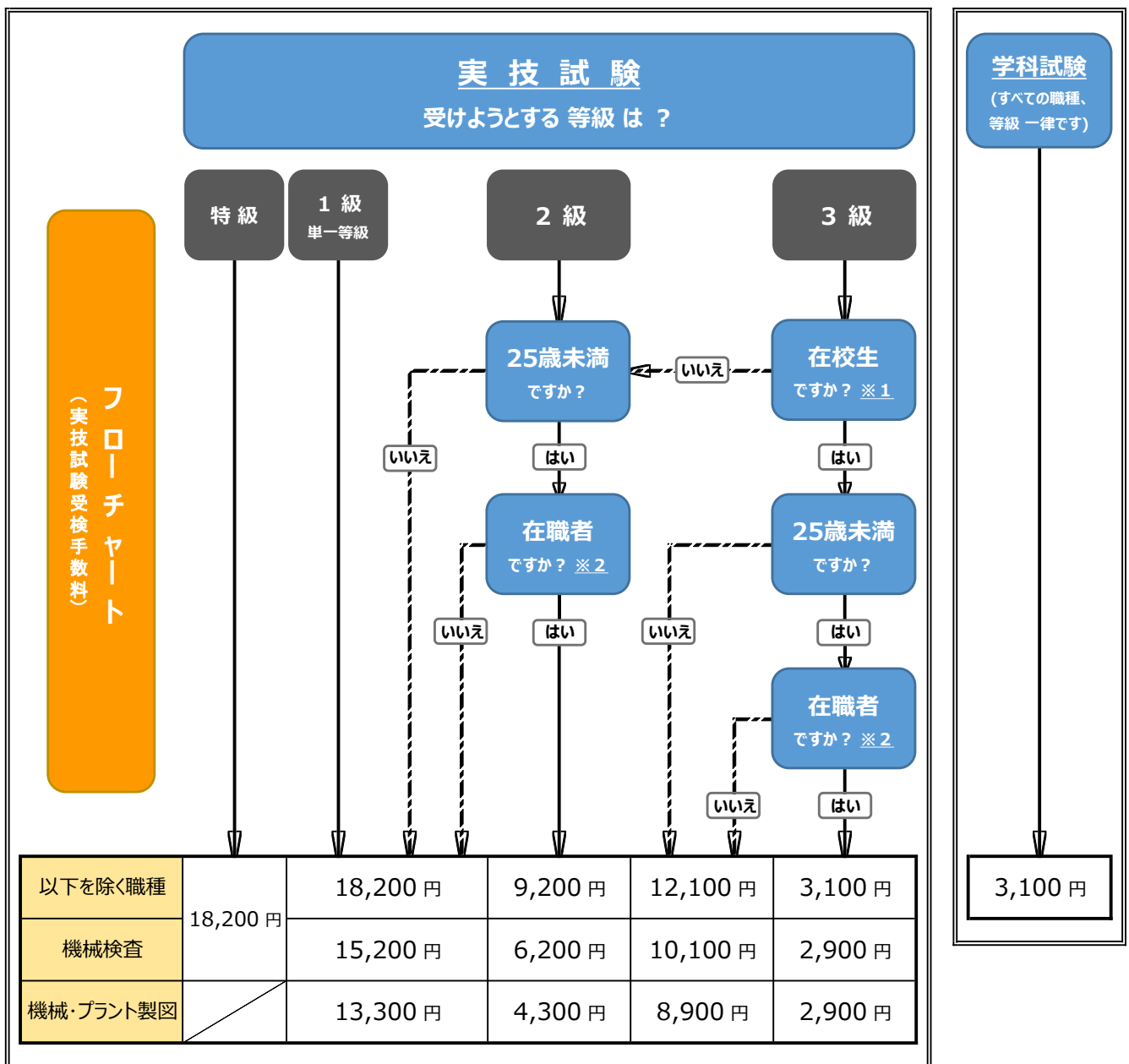
(1) 受検手数料の減免措置について

平成29年度 後期より、2級または3級を受けようとする 35歳未満の方を対象に、実技試験受検手数料を減額(最大9,000円)しておりましたが、令和4年度 前期より、以下のとおり対象者が変更となります(要件のイが変更され、ウが追加されます。)

次のア～エに掲げる要件をすべて満たす方

- ア 2級または3級の 実技試験を受検する方
- イ **25歳未満の方** (受検する年度の4月1日において、25歳に達していない方)
 - ※ 令和4年度 前期 受検の場合：平成9年4月2日以降に生まれた方
- ウ **雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者**
 - ※ 実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である方
- エ 出入国管理および難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の方

(2) フローチャート(受検手数料)



※1 次のいずれかに該当する方

- (1) 公共職業能力開発施設 または 認定職業訓練施設の **訓練生**
- (2) 大学、高等専門学校、高等学校 等の **在学生** または **在校生**

※2 受検申請日において雇用保険被保険者である方 (上記要件のウ)

(受検申請書の職歴欄に記載が無く、申請日時時点で所属している事業所が確認できない場合は、別途 雇用保険被保険者証の写し、在職証明 等の提出をお願いすることがあります。)